当事業所は介護保険の指定を受けています。
（広島県指定　第３４７４２００４８６号）

重　要　事　項　説　明　書
（ご利用のしおり）

社会福祉法人くるみ会

特別養護老人ホームつばきの里

（空床利用型ショートステイ）

（指定短期入所生活介護（空床型））

令和６年１２月１日改正

当事業所はご契約者に対して短期入所生活介護（空床型）サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となりますが、要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

１．　事業者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１ページ
２．　事業所の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１ページ
３．　職員の配置状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２ページ
４．　当事業所が提供するサービス・・・・・・・・・・・・・・・・・　３ページ
５．　利用料金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３ページ
６．　利用料金のお支払い方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３ページ
７．　緊急時等における対応方法　・・・・・・・・・・・・・・・・　４ページ
８．　身体拘束等の適正化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４ページ
９．　事故発生の防止及び発生時の対応　・・・・・・・・　４ページ
１０．　褥瘡予防対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５ページ
１１．　衛生管理等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５ページ
１２．　高齢者虐待防止について　・・・・・・・・・・・・・・・・・　５ページ
１３．　秘密保持　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５ページ
１４．　業務継続計画の策定等について　・・・・・・・・・・　６ページ
１５．　苦情の受付について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６ページ
１６．　情報公開について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７ページ

１．事業者

法　　人　　名	社会福祉法人くるみ会
法 人 所 在 地	広島県三次市粟屋町字高掛１１７１８番地の２
電　話　番　号	０８２４－６３－６２５８
代　　表　　者	理事長　　河野　和昌
設 立 年 月 日	昭和４７年７月

２．事業所の概要

事　業　所　名	特別養護老人ホームつばきの里(空床利用型ショートステイ)
事 業 所 の 種 類	指定短期入所生活介護（空床型）
事業所指定番号	平成２８年３月１日広島県　第３４７４２００４８６号
事　業　の　目　的	介護保険法令に従い、ご契約者(利用者)がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、必要な居室および共用施設等をご利用いただき短期入所生活介護（空床型）サービスを提供します。
運　営　方　針	○　要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。 ○　事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
所　在　地	広島県世羅郡世羅町小国１０８８９番地２３
電　話　番　号	０８４７－３７－２５５０
管　理　者	施設長　西原　丈順
開　設　年　月	平成１２年４月１日
実　施　地　域	世羅郡、三原市（久井町・大和町）、三次市（三和町・吉舎町・三良坂町）、安芸高田市（甲田町）
営　業　日	年中無休
受　付　時　間	８時３０分～１７時３０分
利　用　定　員	―　名

○　居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。居室は、原則として個室ですが、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご利用される居室を当事業所にて決めさせていただきます。また、ご利用中ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、状況に応じて当事業所にてその可否を決めさせていただきます。

居室・設備の種類	室　数	備　考
個　　室	１０室	各室洗面台付き
共同生活室	１室	
静　養　室	１室	共　用
食　　堂	１室	共　用
浴室（特殊浴室）	１室	共　用
浴室（一般浴室）	１室	
医　務　室	１室	共　用
機能訓練室	１室	共　用
看護職員室	１室	共　用
介護職員室	１室	
調　理　室	１室	共　用
洗　濯　室	１室	共　用
汚物処理室	１室	
介護材料室	１室	

※　１　上記は、厚生省が定める基準により、短期入所生活介護（空床型）事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません

２　備考欄の「共用」とは、併設してある特別養護老人ホームせせらぎ園ご契約者との共用利用場所です

３．　職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して短期入所生活介護（空床型）サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を、指定基準数を遵守し配置しています。

職　　種	人　員	指定基準	備　　考
１．施　設　長	１名		
２．医師（非常勤）	１名	必要数	週１回
３．生活相談員	１名	１名	
４．介護支援専門員	１名	１名	
５．介護職員	４名以上	４名	
６．栄　養　士	１名	１名	
７．看護職員	１名	１名	
８．機能訓練指導員	１名	１名	

※　上記職員は､併設してある特別養護老人ホームつばきの里と兼任して業務にあたっています。

４．　当事業所が提供するサービス

(1)　サービスの概要

サービス種類	サ　ー　ビ　ス　内　容	備　考
食　事	・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。	食材費及び調理費相当分は別途ご負担いただきます。
入　浴	・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することかできます。	
排　泄	・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。	
機能訓練	・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。	
健康管理	・医師や看護職員が、健康管理を行います。	
自立支援	・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。	

５．利用料金

利用料金については、別紙「利用料金表」にてご確認ください。

６．利用料金のお支払い方法

利用料金は１ヶ月毎に計算しご請求しますので、翌月末までにご利用期間分の合計を預貯金引き落としにてお支払い下さい。

また、利用の中止・変更・追加される場合には以下の事項にご注意ください。

①　利用予定日の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、追加をすることができます。この場合にはサービス実施日の前日までに事業者に申し出て下さい。

②　利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止をする場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

前日までに連絡がある場合	無　　料
当日に連絡された場合	当日の利用料金の１００％（自己負担相当額）

③　ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができ

ます。その場合、すでに実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

７．緊急時等における対応方法

特別養護老人ホームせせらぎ園は、短期入所生活介護（空床型）を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

８．身体拘束等の適正化

(1) 当施設は身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じます。身体拘束等を行なう場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
(2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ります。
(3) 身体拘束等の適正化のための別に定める指針を整備します。
(4) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

２.利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。

(1) 緊急やむを得ず身体拘束をおこなう場合、身体拘束についてご本人・ご家族に説明し同意を得ます。
(2) 身体拘束廃止委員会の協議内容は、全直接処遇職員に周知徹底を行います。
(3) 身体拘束の実施記録、再検討についての記録を行います。また、日常の介護記録・経過観察についても記録保管し、ご本人・ご家族の閲覧希望があった場合、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示します。
(4) 身体拘束は一時的なものであり、廃止に向けて都度検討します。

９．事故発生の防止及び発生時の対応

(1) 短期入所生活介護（空床型）の提供中に事故が発生した場合は市町村、家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
(2) 利用者に対する短期入所生活介護（空床型）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
(3) 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、２年間保存します。
(4) 事故発生の防止のため、事故発生の防止マニュアルを整備します。
(5) 事実の報告及びその分析を通じた改善策を従事者に対し周知徹底を図ります。

(6)　事故発生の防止のための委員会を定期的に行ないます。
(7)　事故発生の防止のための従事者に対する研修を定期的に行います。

１０．褥瘡予防対策

褥瘡が発生しないような適切な介護を行うとともに、褥瘡予防マニュアルに基づきその発生を防止するための体制を整備します。

１１．衛生管理等

(1)　感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に行ないます。
(2)　感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための感染予防マニュアル、食中毒対策策マニュアルを整備します。
(3)　感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修を定期的に行い、実施内容について記録します。
(4)　利用予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態の確認及び、既往がある場合や感染症が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行ないます。

１２．高齢者虐待防止について

(1)事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。
①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
③その他虐待防止のために指針を整備し、定期的に委員会を開催する
④虐待対策担当者は、苦情受付担当者とする
(2)事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者に通報するものとします。

１３．秘密保持

(1)　本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守します。
(2)　従業者であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
(3)　事業者は、家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書にて同意を得ます。

１４．業務継続計画の策定等について

（１）感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

（２）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

（３）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

１５．苦情の受付について

(1)　苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

特別養護老人ホームつばきの里 （空床利用型ショートステイ）	電話番号　　０８４７－３７－２５５０ ＦＡＸ番号　　０８４７－３７－２５３１ 担　当　者　　［生活相談員］友定由紀 ［主任介護職員］土井丸晴美 責　任　者　　［施　　設　　長］西原丈順 受付時間　　毎日　８：３０～１７：３０ 施設内へ２箇所「意見箱」を設置しています。

（２）第三者委員

第三者委員	氏　　名：横路　良文 住　　所：庄原市上原町１４３－４ 電話番号：０８２４－７２－６６３２

（３）　行政機関その他苦情受付機関

世羅町福祉課	所在地　　世羅郡世羅町本郷９４７ 電話番号　　０８４７－２５－０２９４ ＦＡＸ番号　０８４７－２５－００７０ 受付時間　　８：３０～１７：１５
広島県国民健康保険団体連合会	所在地　　広島市中区東白島町 19 番 49 号 電話番号　　０８２－５５４－０７８３ ＦＡＸ番号　０８２－５１１－９１２６ 受付時間　　８：３０～１７：００
広島県社会福祉協議会	所在地　　広島市南区比治山本町 12-2 電話番号　　０８２－２５４－３４１９ ＦＡＸ番号　０８２－２５６－２２２８ 受付時間　　８：３０～１７：００

（４）　苦情処理の対応

①　担当者は、利用者からの苦情の内容を管理者に報告・協議し、即対応できるものは、対応・改善をし、利用者に通知する。

② サービス業者（居宅介護支援事業所等）と連絡調整・協議が必要な苦情は、サービス業者へ報告し、調整会議で苦情に対する改善を図るよう協議、担当者は結果を利用者に通知する。

③ 提供した短期入所生活介護（空床型）に係わる利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために必要措置を講じます。

④ 提供した短期入所生活介護（空床型）に関し、市町村が行う文書、その他の物件の提出、提示及び利用者からの苦情に関して、市町村が行う調査に対し協力するとともに指導又は助言を受けた場合は必要な改善を行います。

⑤ 提供した短期入所生活介護（空床型）に係わる利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に対し、協力するとともに指導又は助言を受けた場合は必要な改善を行います。

１６．情報公開について

当施設では、ホームページを開設しております。

ホームページアドレス　http://www.kurumikai.com

e-mail アドレス skt1ssso@mail.mcat.ne.jp

令和　　年　　月　　日

指定短期入所生活介護（空床型）の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所

所 在 地　広島県世羅郡世羅町小国１０８８９番地２３
法 人 名　社 会 福 祉 法 人　く　る　み　会
事業所名　特別養護老人ホーム つ ば き の 里
（空床利用型ショートステイ）
代表者名　施設長（管理者）西　原　丈　順
説明者名　　印

私は、指定短期入所生活介護（空床型）サービスの提供開始に際し、本書面に基づいて事業者からサービス利用の説明を受けました。

利用者

住　　所
氏　　名　　印
電話番号

代理人又は立会人

住　　所
氏　　名　　印
電話番号